

平成 29 年度における e-Tax の利用状況等について

国税庁では、デジタルガバメントの実現に向けた政府全体の方針に基づき、利用目標の設定を含む累次の計画を策定し、これに沿って、e-Tax の普及及び定着に取り組んできました。

今般、平成 29 年度における各申告手続等のオンライン利用率等の実績値が確定しましたので公表します。

《評価指標》	《実績値》	《前年対比》
○ オンライン利用率 ※別紙 1 参照 (3 ページ)		
・ 公的個人認証の普及割合等に左右される 国税申告 2 手続 (所得税申告・消費税申告 (個人))	55.1%	(+1.1 ポイント)
・ 上記以外の国税申告 4 手続 (法人税申告 ・ 消費税申告 (法人)・酒税申告・印紙税 申告)	80.0%	(+2.0 ポイント)
・ 申請・届出等 9 手続	77.4%	(+13.1 ポイント)
○ ICT 活用率 ※ 別紙 2 参照 (4 ページ)	79.8%	(+3.0 ポイント)
○ e-Tax の利用満足度	76.0%	(+2.6 ポイント)
○ 国税庁 HP「確定申告書等作成コーナー」 の利用満足度	93.6%	(+5.7 ポイント)
○ オンライン申請の受付 1 件当たりの費用	273 円	(▲33 円)
○ 国税申告手続の事務処理時間	868,000 時間	(▲1,000 時間)

※用語については 2 ページ参照

(注) 平成 28 年度までは「オンライン手続の利便性向上に向けた改善方針」(平成 26 年 4 月 1 日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)に基づき策定された「財務省改善取組計画」(平成 26 年 9 月財務省決定)に則り、税務手続のデジタル化目標の達成に向けた取組を推進しました。平成 29 年度においても、政府全体のデジタルガバメントの方針を踏まえ、当該計画の評価指標に係る e-Tax 利用率向上に取り組みました。

参考

○ オンライン利用率

申告等各手続の総件数のうち、e-Tax を利用して行ったものの件数（e-Tax 利用件数）が占める割合です。

○ ICT活用率

所得税申告及び消費税申告（個人）の総件数のうち、

① e-Tax 利用件数

② 国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用して作成した申告書を印刷して書面により税務署に提出した件数の合計件数が占める割合です。

○ e-Tax の利用満足度

e-Tax ホームページ及び「確定申告書等作成コーナー」において、e-Tax の利用満足度に係るアンケート調査（5段階評価）を実施しています。当該アンケートの総回答件数のうち、上位評価（「とても良い」及び「やや良い」など上位2段階）の回答件数が占める割合です。

○ 国税庁 HP「確定申告書等作成コーナー」の利用満足度

確定申告書等作成コーナーにおいて、当該作成コーナーの利用満足度に係るアンケート調査（5段階評価）を実施しています。当該アンケートの総回答件数のうち、サービス提供全体の評価及び見やすさなどの使い勝手に関する評価のいずれにおいても上位の評価となっている回答件数が占める割合です。

○ オンライン申請の受付1件当たりの費用

① e-Tax の運用等に係る年間経費

② システム整備に係る1年当たりの経費（※）

の合計額を e-Tax 利用件数で除して算出したものです。

（年間運営経費等（約 99 億円）÷ e-Tax 利用件数（約 3,600 万件）≒ 273 円）

※ システム整備に係る経費（システム開発費など）は、税制改正などにより毎年変動するため、システム整備に要した経費の総額を支出年数で除して算出。

○ 国税申告手続の事務処理時間

所得税、法人税及び消費税の申告手続について、書面申告の場合に要する事務処理（収受、入力、編てつ及び廃棄）に係る1件当たりの処理時間（※）に書面申告件数を乗じて算出したものです。

※ 「1件当たりの事務処理時間」は、サンプル調査に基づき推計。

○ オンライン(e-Tax)利用率

区分	年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	前年対比
		%	%	%	%	ポイント
所得税申告①		52.8	52.1	53.5	54.5	+1.0
消費税申告(個人)②		56.0	58.8	63.2	66.1	+2.9
公的個人認証の普及割合等に左右される国税申告2手続(①~②の計)③		53.0	52.5	54.0	55.1	+1.1
法人税申告④		71.6	75.4	79.3	80.0	+0.7
消費税申告(法人)⑤		70.3	73.4	77.3	81.6	+4.3
酒税申告⑥		90.9	91.1	82.0	81.2	▲0.8
印紙税申告⑦		62.8	62.3	60.5	59.2	▲1.3
上記以外の国税申告4手続(④~⑦の計)⑧		71.0	74.3	78.0	80.0	+2.0
給与所得の源泉徴収票等(6手続)⑨		49.4	54.9	57.9	59.5	+1.6
利子等の支払調書⑩		29.1	29.7	27.4	23.1	▲4.3
納税証明書の交付請求⑪		5.8	8.0	9.9	10.8	+0.9
電子申告・納税等開始(変更等)届出書⑫		99.5	99.4	99.3	99.4	+0.1
申請・届出等9手続(⑨~⑫の計)⑬		58.4	61.7	64.3	77.4	+13.1

(注)1 「法人税申告④」及び「消費税申告(法人)⑤」のオンライン利用率については、分母となる年間申請等件数の確定時期の便宜上、前年度の年間申請等件数により利用率を算出しています。
 2 「給与所得の源泉徴収票等(6手続)⑨」とは、「給与所得の源泉徴収票(及び同合計表)」、「退職所得の源泉徴収票(及び同合計表)」、「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書(及び同合計表)」、「不動産の使用料等の支払調書(及び同合計表)」、「不動産等の譲受けの対価の支払調書(及び同合計表)」及び「不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書(及び同合計表)」の6調書をいいます。

○ ICT活用率

区分		年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	前年対比
所得税申告	利用件数		13,216,410 件	13,689,123 件	14,490,442 件	15,487,343 件	106.9 %
	ICT活用率		72.1 %	74.0 %	77.0 %	80.0 %	+3.0ポイント
消費税申告(個人)	利用件数		741,676 件	777,112 件	828,192 件	859,959 件	103.8 %
	ICT活用率		65.8 %	68.7 %	73.2 %	76.2 %	+3.0ポイント
合計	利用件数		13,958,086 件	14,466,235 件	15,318,634 件	16,347,302 件	106.7 %
	ICT活用率		71.8 %	73.7 %	76.8 %	79.8 %	+3.0ポイント

○ オンライン(e-Tax)利用件数

区分		年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	前年対比
			件	件	件	件	%
財務省改善取組計画の改善促進手続	所得税申告①		9,536,950	9,502,304	9,921,691	10,430,168	105.1
	消費税申告(個人)②		630,359	664,337	714,773	745,056	104.2
	公的個人認証の普及割合等に左右される国税申告2手続(①~②の計)③		10,167,309	10,166,641	10,636,464	11,175,224	105.1
	法人税申告④		1,848,056	1,962,072	2,085,431	2,128,054	102.0
	消費税申告(法人)⑤		1,367,749	1,437,904	1,524,073	1,624,911	106.6
	酒税申告⑥		38,303	38,199	34,721	35,299	101.7
	印紙税申告⑦		85,083	86,286	84,549	84,287	99.7
	上記以外の国税申告4手続(④~⑦の計)⑧		3,339,191	3,524,461	3,728,774	3,872,551	103.9
	給与所得の源泉徴収票等(6手続)⑨		1,796,095	1,896,958	2,058,201	2,188,589	106.3
	利子等の支払調書⑩		25,335	23,926	20,034	13,778	68.8
	納税証明書の交付請求⑪		83,663	107,705	144,048	150,104	104.2
	電子申告・納税等開始(変更等)届出書⑫		2,683,560	2,610,674	2,968,857	7,316,619	246.4
	申請・届出等9手続(⑨~⑫の計)⑬		4,588,653	4,639,263	5,191,140	9,669,090	186.3
財務省改善取組計画の改善促進手続全体(③、⑧及び⑬の計)⑭			18,095,153	18,330,365	19,556,378	24,716,865	126.4
上記⑭以外の申請・届出等⑮			5,101,061	4,052,264	5,748,278	5,518,884	96.0
納付手続⑯			3,816,196	4,394,528	5,122,803	5,817,975	113.6
合計(⑭~⑯の計)			27,012,410	26,777,157	30,427,459	36,053,724	118.5

(注) 「給与所得の源泉徴収票等(6手続)⑨」とは、「給与所得の源泉徴収票(及び同合計表)」、「退職所得の源泉徴収票(及び同合計表)」、「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書(及び同合計表)」、「不動産の使用料等の支払調書(及び同合計表)」、「不動産等の譲受けの対価の支払調書(及び同合計表)」及び「不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書(及び同合計表)」の6調書をいいます。

○ e-Tax の普及・定着に向けた主な取組

添付書類

- ・ e-Tax による所得税申告において、医療費の領収書や給与所得の源泉徴収票等の記載内容を入力して送信することにより、これらの書類の添付を省略（平成 20 年 1 月～）
- ・ 別途書面による提出が必要であった出資関係図などの添付書類について、イメージデータによる提出が可能【法人税法等による添付書類（平成 28 年 4 月～）】
- ・ 法人税申告の財務諸表等について、税務・会計ソフトが持つデータを e-Tax で送信できるよう、e-Tax で受付可能なデータ形式に変換するプログラムを税務・会計ソフトの開発業者へ提供（平成 28 年 4 月～）
- ・ 別途書面による提出が必要であった住宅借入金等の残高証明書の添付書類について、イメージデータによる提出が可能【所得税法等による添付書類（平成 29 年 1 月～）】

電子署名

- ・ 税理士が納税者の依頼を受けて税務書類を作成し、e-Tax で申告等を行う場合の納税者本人の電子署名の省略（平成 19 年 1 月～）
- ・ e-Tax を利用できるパソコンを税務署に設置し、e-Tax の利便性を体験してもらい、翌年以降、自宅のパソコンから e-Tax を利用してもらうことを目的とした施策を導入（平成 20 年 1 月～）

インセンティブ措置

- ・ e-Tax 還付申告について、処理期間を通常の 6 週間程度から 3 週間程度に短縮（平成 18 年 11 月～）
- ・ 個人の自宅等からの e-Tax 還付申告のうち、1 月・2 月申告分については、2～3 週間程度で処理（平成 26 年 1 月～）

利用可能時間

- ・ 所得税確定申告時期について、e-Tax の 24 時間受付（平成 19 年 2 月～）及び日曜日のヘルプデスクの受付を実施（平成 22 年 2 月～）
- ・ e-Tax の受付日について、法人税申告書等の提出が多い、5 月、8 月、11 月の最後の土曜日及び日曜日に拡大（平成 28 年 5 月～）

システム改善等

e-Tax ホームページ及び納付手続等について、タブレット端末等のスマートデバイスに対応（平成 26 年 6 月～）

マイナポータルと e-Tax との認証連携

マイナポータルと e-Tax との認証連携を開始し、メッセージボックスの閲覧などの一部機能の利用開始（平成 29 年 1 月～）